災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金

災害によって被害を受けた農業者に対して資金が円滑に融通されるよう、低利の制度資金が設けられています。
詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

（利率は令和８年９月18日現在）

資 金 名	対象者	資金使途	利 率（%）	限 度 額	償還期限 （据置期間）	お問い合わせ先 融資機関
農林漁業 セーフティネット資金	主業農林漁業者 等	災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金	2.15～ 3.05	600万円又は 年間経営費等 の6／12	15年 （３年）	日本政策金融公庫 水戸支店　農林水産事業 Tel 029（232）3623
農林漁業施設資金 （災害復旧）	農林漁業者　　等	農業用施設・農機具等の復旧、果樹の改植・補植、農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧	2.15～ 3.30	負担額の 80％又は １施設当たり 300 万円のいずれか低い額	15～25年 （３～10年）	
農業基盤整備資金 （基盤の復旧）	農業者 土地改良区　　等	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧	2.15～ 3.30	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	25年 （10年）	
農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）	認定農業者	農地・牧野・農業用施設・農機具等の復旧、長期運転資金	2.15～ 3.30	個人 3億円 法人 10億円	25年 （10年）	
経営体育成強化資金	主業農業者 等	農地・牧野・農業用施設・農機具等の取得、長期運転資金	3.30	個人 1.5億円 法人 5億円	25年 （３～10年）	
農業近代化資金	目標地図に位置付けられた者　等	農地・牧野・農業用施設・農機具等の復旧、長期運転資金	3.30　※	個人 1,800万円 法人 2億円	７～15年 （２～７年）	農協 銀行、信用金庫、信用組合 等
	認定農業者		2.15～ 3.30　※			

※　一定の要件を満たす場合には、貸付当初５年間実質無利子化の措置あり